

品川区地域自立支援協議会運営要綱

制定	平成 25 年 6 月 25 日	区長決定 要綱第 1 3 6 号
改正	平成 27 年 5 月 25 日	区長決定 要綱第 4 3 0 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	区長決定 要綱第 1 0 5 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	区長決定 要綱第 1 5 9 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、品川区における障害児者等への支援体制の整備を図るため、品川区地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 自立支援協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

地域の相談支援に関すること。

地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有すること。

地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこと。

権利擁護の推進に関すること。

その他必要と認められる事項。

(組織)

第 3 条 自立支援協議会は、委員 3 0 人以内で組織し、構成は、以下のとおりとする。

学識経験者

相談支援事業者

社会福祉協議会

障害福祉サービス事業者

保健・医療関係者

児童相談所

教育関係機関

就労関係機関

障害者団体

権利擁護関係者

関係行政機関職員

- 2 自立支援協議会の委員は、福祉部長が任命する。
- 3 自立支援協議会には、会長および副会長をそれぞれ1人ずつ置くこととし、委員の中から互選する。
- 4 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を統理する。
- 5 自立支援協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会務は、障害者福祉課が行う。

(任期)

第4条 委員の任期は、障害福祉計画の周期と合わせ3年とし再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第5条 自立支援協議会は、第2条に規定する所掌事項について、必要な検討および協議を行わせるため、専門部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。